

官報

平 成 七 年 十 二 月 一 日

○第百三十四回 参議院會議録第十五号

平成七年十二月一日(金曜日)

午前十一時五十二分開議

○議事日程 第十六号

平成七年十二月一日

午前十一時五十分開議

第一 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する
国際条約の締結について承認を求めるの件
(衆議院送付)
第二 接収刀剣類の処理に関する法律案(衆議
院提出)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、日程第一

一、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措
置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

一、日程第二

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

川橋幸子君から海外旅行のため来る五日から八

平成七年十二月一日 参議院會議録第十五号

日間の請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 あらゆる形態の
人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について
承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたしま
す。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長木
庭健太郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(木庭健太郎君登壇、拍手)

○木庭健太郎君 ただいま議題となりました条約
につきまして、外務委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

この条約は、一九六五年の第二十回国連総会に
おいて採択され、一九六九年一月四日に効力を生
じたものでありまして、締約国が、人種及び基本
的自由の平等な享有を確保するため、人種、皮膚

の色、世系または民族的もしくは種族的出身に基
づくあらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を
すべての適当な方法により遅滞なくすることを主
な内容とするものであります。

なお、この条約は、人種的優越または憎悪に基
づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動等が法
律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること等
について規定しておりますが、我が国は、日本国
憲法のもとにおける集会、結社及び表現の自由、
その他の権利と抵触しない限度において、これら
の規定に基づく義務を履行する旨の留保を付する
こととしております。

委員会におきましては、我が国の条約締結が遅
延した理由、留保を付する趣旨、実効性確保のた
めの国内措置、日本人の歴史認識と人種差別発
言、人種的優越思想の流布等に対する条約の適用
等について質疑が行われましたが、詳細は會議録
によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致を
もって承認すべきものと決定いたしました。

なお、我が国に存在するあらゆる差別の撤廃へ
向けて一層の努力を払うこと、人種差別撤廃委員
会に提出する報告書は適正なものとし、提出後、
速やかに国会にも提出すること等を政府に要請す
る決議が行われたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま
す。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認すること
に決しました。

しばらくお待ちください。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、
災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別
委員長須藤良太郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(須藤良太郎君登壇、拍手)

○須藤良太郎君 ただいま議題となりました法律
案につきまして、災害対策特別委員会における審
査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の災害発生状況等にかんが
み、災害対策の強化を図るため、災害対策のため
の組織を充実し、緊急災害対策本部長等の権限を
強化し、警戒区域の設定等災害応急対策のため必
要な権限を災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
に付与する等、所要の措置を講じようとするもの
であります。

なお、衆議院におきまして、防災上の配慮に関
する規定の追加、非常災害対策本部の設置要件の
緩和、緊急災害対策本部員の追加、自衛隊の災害
派遣要請に係る市町村長の要求及び通知等につい

ての修正がなされております。

委員会におきましては、災害対策の総合調整機能の強化、自主防災組織のあり方、自衛隊の災害派遣、災害相互支援基金制度等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を付することにした以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 接收刀劍類の処理に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長小野清子君。

野清子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(小野清子君登壇、拍手)

○小野清子君 ただいま議題となりました接收刀

劍類の処理に関する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、連合国占領軍に接收され、この法律施行の際、現に東京国立博物館に保管されているいわゆる接收刀劍類の処理につき、その種類、形状等の公示、返還等の手続、返還されない接收刀劍類の帰属などの必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長	斎藤 十朗君
副議長	松尾 官平君
議員	荒木 清寛君
	山崎 力君
	市川 一朗君
	小川 勝也君
	高橋 令則君
	小林 元君

高野 博師君	岩瀬 良三君	直嶋 正行君	宮崎 秀樹君
田 英夫君	魚住裕一郎君	二木 秀夫君	陣内 孝雄君
長谷川道郎君	西川 玲子君	鴻池 祥肇君	猪熊 重二君
和田 洋子君	小山 峰男君	風間 昶君	長谷川 清君
田浦 直君	阿曾田 清君	木暮 山人君	松浦 孝治君
大森 礼子君	畑 恵君	野沢 太三君	永田 良雄君
戸田 邦司君	渡辺 孝男君	鈴木 貞敏君	大久保直彦君
今泉 昭君	水島 裕君	吉田 之久君	鶴岡 洋君
加藤 修一君	益田 洋介君	永野 茂門君	鈴木 省吾君
石田 美栄君	武田 節子君	世耕 政隆君	大野 明君
泉 信也君	釘宮 馨君	坂野 重信君	加藤 紀文君
北澤 俊美君	山下 栄一君	佐藤 静雄君	矢野 哲朗君
牛嶋 正君	統 訓弘君	狩野 安君	橋本 聖子君
浜四津敏子君	木庭健太郎君	平田 耕一君	林 芳正君
寺崎 昭久君	白浜 一良君	馳 浩君	長峯 基君
勝木 健司君	星野 朋市君	中原 爽君	金田 勝年君
田村 秀昭君	寺澤 芳男君	溝手 顯正君	笠原 潤一君
広中和歌子君	林 寛子君	松谷倉一郎君	太田 豊秋君
及川 順郎君	片上 公人君	釜本 邦茂君	河本 三郎君
平井 卓志君	水野 誠一君	坪井 一字君	鹿熊 安正君
三浦 一水君	山本 一太君	鈴木 栄治君	西田 吉宏君
椎名 素夫君	本岡 昭次君	野間 昶君	清水 達雄君
奥村 展三君	堂本 曉子君	河本 英典君	斎藤 文夫君
松村 龍二君	保坂 三蔵君	久世 公亮君	木宮 和彦君
鈴木 正孝君	山本 保君	山崎 正昭君	中曾根弘文君
鈴木 正孝君	岩井 國臣君	石川 弘君	石渡 清元君
海老原義彦君	景山俊太郎君	尾辻 秀久君	真鍋 賢一君
林 久美子君	友部 達夫君	吉川 芳男君	岡野 裕君
福本 潤二君	海野 義孝君	下種葉耕吉君	倉田 寛之君
阿部 正俊君	塩崎 恭久君	上杉 光弘君	志村 哲良君
服部三男雄君	榑崎 泰昌君	香掛 哲男君	山東 昭子君
山崎 順子君	平野 貞夫君	井上 裕君	岡部 三郎君

平成七年十一月一日 参議院會議録第十五号 議長の報告事項

村上 正邦君	遠藤 要君
井上 吉夫君	岩崎 純三君
南野知恵子君	依田 智治君
岩永 浩美君	梶原 敬義君
一井 淳治君	中島 眞人君
谷川 秀善君	武見 敬三君
照屋 寛徳君	齋藤 勲君
朝日 俊弘君	龜谷 博昭君
北岡 秀二君	小山 孝雄君
伊藤 基隆君	岡 利定君
上野 公成君	佐藤 泰三君
関根 則之君	眞島 一男君
大島 慶久君	日下部禮代子君
片山虎之助君	鎌田 要人君
須藤良太郎君	清水嘉子君
成瀬 守重君	大淵 綱子君
洲上 貞雄君	小野 清子君
浦田 勝君	青木 幹雄君
守住 有信君	石井 道子君
竹山 裕君	山本 正和君
松前 達郎君	井上 孝君
板垣 正君	大河原太一郎君
田沢 智治君	高木 正明君
宮澤 弘君	松浦 功君
曾野 久光君	上山 和人君
田村 公平君	国井 正幸君
西川 潔君	山下 芳生君
前川 忠夫君	江本 孟紀君
小島 慶三君	笠井 亮君
今井 澄君	川橋 幸子君
山田 俊昭君	阿部 幸代君

谷本 鐵君	清水 澄子君
菅野 壽君	竹村 泰子君
武田邦太郎君	佐藤 道夫君
筆坂 秀世君	須藤美也子君
千葉 景子君	渡辺 四郎君
及川 一夫君	山口 哲夫君
西山登紀子君	緒方 靖夫君
峰崎 直樹君	薬科 満治君
三重野栄子君	角田 義一君
村沢 牧君	有働 正治君
橋本 敦君	吉岡 吉典君
鈴木 和美君	矢田部 理君
赤桐 操君	志苦 裕君
久保 亘君	瀬谷 英行君
藤澤 弘君	立木 洋君
上田耕一郎君	

國務大臣
外務大臣 河野 洋平君
文部大臣 島村 宜伸君
國務大臣 (国土庁長官) 池端 清一君

議長の報告事項
去る十一月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任 木暮 山人君
補欠 田村 秀昭君
畑 恵君 福本 潤一君
照屋 寛徳君 清水 澄子君
小島 慶三君 武田邦太郎君

厚生委員
辞任 田村 秀昭君
補欠 木暮 山人君

商工委員
辞任 武田邦太郎君
補欠 小島 慶三君

労働委員
辞任 清水 澄子君
補欠 照屋 寛徳君

建設委員
辞任 福本 潤一君
補欠 畑 恵君

議院運営委員
辞任 吉川 春子君
補欠 須藤美也子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

宗教法人等に関する特別委員
辞任 佐々木 満君
補欠 坪井 一字君
益田 洋介君 太田 豊秋君
本岡 昭次君 椎名 素夫君
国井 正幸君 小島 慶三君

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

宗教法人等に関する特別委員会
委員長 倉田 寛之君(佐々木満君の補欠)
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
理事 上杉 光弘君(尾辻秀久君の補欠)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とウィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件

同日議員から次の質問主意書が提出された。

村山内閣の基本姿勢に関する再質問主意書(田英夫君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

高圧送電線鉄塔問題等に関する質問主意書(栗原君子君提出)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とウィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件

去る十一月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任 福本 潤一君
補欠 畑 恵君

建設委員
辞任 畑 恵君
補欠 福本 潤一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

平成七年十二月二日 参議院會議録第十五号

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

四

災害対策特別委員

辞任

補欠

横尾 和伸君

武田 節子君

宗教法人等に関する特別委員

辞任

補欠

和田 洋子君

都築 謙君

小島 慶三君

国井 正幸君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教委員会

理事 三重野栄子君(三重野栄子君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)審査報告書

接収刀剣類の処理に関する法律案(衆第二二二号)審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)審査報告書

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

審査報告書

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年十一月三十日

外務委員長 木庭健太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、昭和四十年十二月二十一日の第二十回国際連合総会において採択され、昭和四十四年一月四日に効力を生じたものであり、締約国が人種及び基本的自由の平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等をすべての適当な方法により遅滞なくとることをその主な内容とするものである。我が国が、人種的優越又は憎悪に基づくあらゆる思想の流布等の処罰に関する規定について、所要の留保を付してこの条約を締結することは、人種差別の撤廃に関する我が国の姿勢を内外に示すものとして望ましいと思われるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年十一月二十一日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約を、別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

(別紙)

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する日本国政府の留保

日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第四條の(a)及び(b)の規定の適用に当たり、同条に「世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結国は、

国際連合憲章がすべての人間に固有の尊厳及び平等の原則に基礎を置いていること並びにすべての加盟国が、人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励するといふ国際連合の目的の一を達成するために、国際連合と協力して共同及び個別の行動をとることを誓約したことを考慮し、

世界人権宣言が、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人がいかなる差別をも、特に人種、皮膚の色又は民族的出身による差別を受けることなく同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることを考慮し、

対しても法律による平等の保護を受ける権利を有することを考慮し、

国際連合が植民地主義並びにこれに伴う隔離及び差別のあらゆる慣行(いかなる形態であるかにかかわらず)に存在するかを問わない。を非難してきたこと並びに千九百六十年十二月十四日の植民地及びその人民に対する独立の付与に関する宣言(国際連合総会決議第五五十四号(第十五回会期))がこれらを速やかにかつ無条件に終了させる必要性を確認し及び厳粛に宣明したことを考慮し、

千九百六十二年十一月二十日のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言(国際連合総会決議第千九百四号(第十八回会期))が、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し並びに人間の尊厳に対する理解及び尊重を確保する必要性を厳粛に確認していることを考慮し、

人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は實際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、人種、皮膚の色又は民族的出身を理由とする人間の差別が諸国間の友好的かつ平和的な関係に対する障害となること並びに諸国民の間の平和及び安全並びに同一の国家内に共存している人々の調和をも害するおそれがあることを再確認し、人種に基づく障壁の存在がいかなる人間社会の理想にも反することを確信し、

世界のいくつかの地域において人種差別が依然として存在していること及び人種的優越又は憎悪

に基づく政府の政策(アパルトヘイト、隔離又は分離の政策等)がとられていることを危険な事態として受けとめ、

あらゆる形態及び表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なすべての措置をとること並びに人種間の理解を促進し、いかなる形態の人種隔離及び人種差別もない国際社会を建設するため、人種主義に基づく理論及び慣行を防止し並びにこれらと戦うことを決意し、

千九百五十八年に国際労働機関が採択した雇用及び職業についての差別に関する条約及び千九百六十年に国際連合教育科学文化機関が採択した教育における差別の防止に関する条約に留意し、

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言に具現された原則を実現すること及びこのための実質的な措置を最も早い時期にとることを確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる差別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける差別、排除、制限又は優先については、適用しない。

3 この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又

は帰化に関する締約国の法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規は、いかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。

4 人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するため、保護を必要としている特定の人種若しくは種族的集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することとなつてはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない。

第二条

1 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、

(a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従つて行動するよう確保することを約束する。

(b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。

(c) 各締約国は、政府(国及び地方)の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。

(d) 各締約国は、すべての適当な方法(状況により必要とされるときは、立法を含む)により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

(e) 各締約国は、適当なときは、人種間の融和を目的とし、かつ、複数の人種で構成される団体及び運動を支援し並びに人種間の障壁を撤廃する他の方法を奨励すること並びに人種間の分断を強化するようないかなる動きも抑制することを約束する。

2 締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的措置をとる。この措置は、いかなる場合においても、その目的が達成された後、その結果として、異なる人種の集団に対して不平等な又は別個の権利を維持することとなつてはならない。

第三条

締約国は、特に、人種隔離及びアパルトヘイトを非難し、また、自国の管轄の下にある領域におけるこの種のすべての慣行を防止し、禁止し及び根絶することを約束する。

第四条

締約国は、一人種の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別(形態のいかなるものもない)を正当化し若しくは助長することを企てる

あらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払つて、特に次のことを行う。

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問はずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織の宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

第五条

第二条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。

(a) 裁判所その他のすべての裁判及び審判を行う機関の前での平等な取扱いについての権利
(b) 暴力又は傷害(公務員によつて加えられるものであるかにかかわらず個人、集団又は団体に

よって加えられるものであるかを問わない。) に対する身体の安全及び国家による保護についての権利

(c) 政治的権利、特に普通かつ平等の選挙権に基づく選挙に投票及び立候補によって参加し、国政及びすべての段階における政治に参加し並びに公務に平等に携わる権利

(d) 他の市民的権利、特に、

(i) 国境内における移動及び居住の自由についての権利

(ii) いずれの国(自国を含む。)からも離れ及び自国に戻る権利

(iii) 国籍についての権利

(iv) 婚姻及び配偶者の選択についての権利

(v) 単独及び他の者と共同して財産を所有する権利

(vi) 相続する権利

(vii) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

(viii) 意見及び表現の自由についての権利

(ix) 平和的な集会及び結社の自由についての権利

(e) 経済的、社会的及び文化的権利、特に、

(i) 労働、職業の自由な選択、公正かつ良好な労働条件、失業に対する保護、同一の労働についての同一報酬及び公正かつ良好な報酬についての権利

(ii) 労働組合を結成し及びこれに加入する権利

(iii) 住居についての権利

(iv) 公衆の健康、医療、社会保障及び社会的サービスについての権利

(v) 教育及び訓練についての権利

(vi) 文化的な活動への平等な参加についての権利

(f) 輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利

第六条

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

第七条

締約国は、人種差別につながる偏見と戦い、諸国民の間及び人種又は種族の集団の間の理解、寛容及び友好を促進し並びに国際連合憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約の目的及び原則を普及させるため、特に教授、教育、文化及び情報の分野において、迅速かつ効果的な措置をとることを約束する。

第二部

第八条

1 締約国により締約国の国民の中から選出される徳望が高く、かつ、公平と認められる十八人の専門家で構成する人種差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡

平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 (a) 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長により引きで選ばれる。

(b) 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった

場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

6 締約国は、委員会の委員が委員会の任務を遂行している間、当該委員に係る経費について責任を負う。

第九条

1 締約国は、次の場合に、この条約の諸規定の実現のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は二年ごとに、更には委員会が要請するとき。

委員会は、追加の情報を締約国に要請することができる。

2 委員会は、その活動につき国際連合事務総長を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見と共に、総会に報告する。

第十条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

3 委員会の事務局は、国際連合事務総長が提供する。

4 委員会の会合は、原則として、国際連合本部において開催する。

第十二条

- 1 締約国は、他の締約国がこの条約の諸規定を
実現していないと認める場合には、その事案に
つき委員会の注意を喚起することができる。委
員会は、その通知を関係締約国に送付する。当
該通知を受領する国は、三箇月以内に、当該事
案について及び、当該国がとつた救済措置があ
る場合には、当該救済措置についての書面によ
る説明又は声明を委員会に提出する。
- 2 最初の通知の受領の後六箇月以内に当該事案
が二国間交渉又は当事国にとって可能な他のい
かなる手続によつても当事国の双方の満足する
ように調整されない場合には、いずれの一方の
締約国も、委員会及び他方の締約国に通告する
ことにより当該事案を再び委員会に付託する権
利を有する。
- 3 委員会は、2の規定により委員会に付託され
た事案について利用し得るすべての国内的な救
済措置がとられかつ尽くされたことを確認した
後に、一般的に認められた国際法の原則に従つ
て、当該事案を取り扱う。ただし、救済措置の
実施が不当に遅延する場合は、この限りでな
い。
- 4 委員会は、付託されたいずれの事案について
も、関係締約国に対し、他のあらゆる関連情報
を提供するよう要請することができる。
- 5 この条の規定から生ずるいずれかの事案が委
員会により検討されている場合には、関係締約
国は、当該事案が検討されている間、投票権な
しで委員会の議事に参加する代表を派遣する権
利を有する。

第十三条

- 1 (a) 委員長は、委員会が必要と認めるすべての
情報を入手し、かつ、取りまとめた後、五人
の者(委員会の委員であるか否かを問わな
い)から成る特別調停委員会(以下「調停委員
会」という。)を設置する。調停委員会の委員
は、すべての紛争当事国の同意を得て任命す
るものとし、調停委員会は、この条約の尊重
を基礎として事案を友好的に解決するため、
関係国に対してあつせんを行う。
- (b) 調停委員会の構成について三箇月以内に紛
争当事国が合意に達しない場合には、合意が
得られない調停委員会の委員については、委
員会の秘密投票により、三分の二以上の多数
による議決で、委員会の委員の中から選出す
る。
- 2 調停委員会の委員は、個人の資格で、職務を
遂行する。委員は、紛争当事国の国民又はこの
条約の締約国でない国の国民であつてはなら
ない。
- 3 調停委員会は、委員長を選出し、及び手続規
則を採択する。
- 4 調停委員会の会合は、原則として、国際連合
本部又は調停委員会が決定する他の適当な場所
において開催する。
- 5 第十条3の規定により提供される事務局は、
締約国間の紛争のために調停委員会が設けられ
た場合には、調停委員会に対しても役務を提供
する。
- 6 紛争当事国は、国際連合事務総長が作成する
見積りに従つて、調停委員会の委員に係るすべ
ての経費を平等に分担する。

第十四条

- 1 調停委員会は、事案を十分に検討した後、当
事国間の係争問題に係るすべての事実関係につ
いての調査結果を記載し、かつ、紛争の友好的
な解決のために適当と認める勧告を付した報告
を作成し、委員会の委員長に提出する。
- 2 委員会の委員長は、調停委員会の報告を各紛
争当事国に通知する。これらの紛争当事国は、
三箇月以内に、委員会の委員長に対し、調停委
員会の報告に付されている勧告を受諾するか否
かを通知する。
- 3 委員会の委員長は、2に定める期間の後、調
停委員会の報告及び関係締約国の意図の表明
を、他の締約国に通知する。

第十五条

- 1 締約国は、この条約に定めるいずれかの権利
の当該締約国による侵害の被害者であると主張
する当該締約国の管轄の下にある個人又は集団
からの通報を、委員会が受理しかつ検討する権
限を有することを認める旨を、いつでも宣言す
ることができる。委員会は、宣言を行つていな
い締約国についての通報を受理してはならな
い。
- 2 1に規定する宣言を行う締約国は、その管轄
の下にある個人又は集団であつて、この条約に
定めるいずれかの権利の侵害の被害者であると
主張し、かつ、他の利用し得る国内的な救済措
置を尽くしたもののからの請願を受理しかつ検討
する権限を有する機関を、国内の法制度の枠内
に設置し又は指定することができる。
- 3 1の規定に基づいて行われた宣言及び2の規
定に基づいて設置され又は指定される機関の名
称は、関係締約国が国際連合事務総長に寄託す
るものとし、同事務総長は、その写しを他の締
約国に送付する。宣言は、同事務総長に対する
通告によりいつでも撤回することができる。た
だし、その撤回は、委員会で検討中の通報に影
響を及ぼすものではない。
- 4 2の規定に基づいて設置され又は指定される
機関は、請願の登録簿を保管するものとし、登
録簿の証明された謄本は、その内容が公開され
ないとの了解の下に、適当な経路を通じて毎年
国際連合事務総長に提出する。
- 5 請願者は、2の規定に基づいて設置され又は
指定される機関から満足な結果が得られない場
合には、その事案を六箇月以内に委員会に通報
する権利を有する。
- 6 (a) 委員会は、付託されたいずれの通報につ
いても、この条約のいずれかの規定に違反して
いると申し立てられている締約国の注意を内
密に喚起する。ただし、関係のある個人又は
集団の身元関係事項は、当該個人又は集団の
明示の同意なしに明らかにしてはならない。
委員会は、匿名の通報を受領してはならな
い。
- (b) 注意を喚起された国は、三箇月以内に、当

該事案について及び、当該国がとつた救済措置がある場合には、当該救済措置についての書面による説明又は声明を委員会に提出する。

7 (a) 委員会は、関係締約国及び請願者により委員会の利用に供されたすべての情報に照らし、通報を検討する。委員会は、請願者が利用し得るすべての国内的な救済措置を尽くしたことを確認しない限り、請願者からのいかなる通報も検討してはならない。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合は、この限りでない。

(b) 委員会は、提案及び勧告をする場合には、これらに関係締約国及び請願者に送付する。

8 委員会は、通報の概要並びに、適当なときは、関係締約国の書面による説明及び声明の概要並びに当該委員会の提案及び勧告の概要を、その年次報告に記載する。

9 委員会は、少なくとも十の締約国が1の規定に基づいて行った宣言に拘束される場合にのみ、この条に規定する任務を遂行する権限を有する。

第十五条

1 この条約の規定は、千九百六十年十二月十四日の植民地及びその人民に対する独立の付与に関する宣言(国際連合総会決議第五百十四号(第十五回会期))の目的が達成されるまでの間、他の国際文書又は国際連合及びその専門機関により当該人民に付与された請願の権利を何ら制限するものではない。

2 (a) 国際連合の諸機関が、信託統治地域及び非自治地域並びに国際連合総会決議第五百十

四号(第十五回会期)が適用される他のすべての地域の住民からの請願であつて、この条約の対象とする事項に関連するものを検討するに当たつて、この条約の原則及び目的に直接関連する事項を取り扱っている場合には、第八條1の規定に基づいて設置される委員会は、当該請願の写しを受領し、これらの機関に対し、当該請願に関する意見の表明及び勧告を提出する。

(b) 委員会は、(a)に規定する地域内において施政国により適用されるこの条約の原則及び目的に直接関連する立法上、司法上、行政上その他の措置についての報告の写しを国際連合の権限のある機関から受領し、これらの機関に対し、意見を表明し及び勧告を行う。

3 委員会は、国際連合の諸機関から受領した請願及び報告の概要並びに当該請願及び報告に関連する委員会の意見の表明及び勧告を、国際連合総会に対する報告に記載する。

4 委員会は、国際連合事務総長に対し、2(a)に規定する地域について、この条約の目的に関連しかつ同事務総長が入手し得るすべての情報を要求する。

第十六条

紛争又は苦情の解決に関するこの条約の規定は、国際連合及びその専門機関の基本文書又は国際連合及びその専門機関により採択された条約に定める差別の分野における紛争又は苦情の解決のための他の手続を妨げることなく適用するものとす。締約国の間で効力を有する一般的な又は特別の国際取極による紛争の解決のため、締約国が他

の手続を利用することを妨げるものではない。

第三部

第十七条

1 この条約は、国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの条約の締約国となるよう国際連合総会が招請するその他の国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第十八条

1 この条約は、前条1に規定する国による加入のために開放しておく。

2 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第十九条

1 この条約は、二十七番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 二十七番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の日から三十日目の日に効力を生ずる。

第二十条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保を受領し、かつ、この条約の締約国であるか又は将来締約国となる可能性のあるすべての国に当該留保を送付する。留保に異議を有する国は、その送付の日から九十日の期間内に、その留保を承認しない旨を同事務総長に通告する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。また、この条約により設置する機関の活動を抑制するような効果を有する留保は、認められない。留保は、締約国の少なくとも三分の二が異議を申し立てる場合には、両立しないもの又は抑制的なものとみなされる。

3 留保は、国際連合事務総長に於て通告によりいつでも撤回することができる。通告は、その受領の日から効力を生ずる。

第二十一条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第二十二条

この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国の間の紛争であつて、交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意しない限り、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託される。

第二十三条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請についてとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十四条

国際連合事務総長は、第十七條1に規定するすべての国に対し、次の事項を通報する。

(a) 第十七条及び第十八条の規定による署名、批准及び加入

(b) 第十九条の規定によりこの条約が効力を生ずる日

(c) 第十四条、第二十条及び前条の規定により受領した通告及び宣言

(d) 第二十一条の規定による廃棄

第二十五条

1 この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合に寄託される。

2 国際連合事務総長は、この条約の認証謄本を第十七条1に定める種類のいずれかに属するすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、千九百六十六年三月七日にニュー・ヨークで署名のために開放されたこの条約に署名した。

審査報告書

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年十二月一日

災害対策特別委員長 須藤良太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法は、近年の災害発生状況等にかん

がみ、災害対策の強化を図るため、災害対策のための組織を充実し、緊急災害対策本部等

の権限を強化し、警戒区域の設定等災害応急対策のため必要な権限を災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に付与する等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、災害発生時の国の適切な初動対応を確保するため、情報収集体制を強化し、夜間の災害発生にも対処しうる体制の整備に努めること。

二、国及び都道府県は、市町村長が警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、経費等の必要かつ適切な支援を行うよう努めること。

三、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の設置に当たっては、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、当該災害の規模その他の状況に応じる設置基準について早急に検討を行うこと。

四、活動火山周辺地域など二以上の市町村の区域にわたり、警戒区域を設定しなければならぬ災害が生じるおそれのある地方公共団体においては、必要に応じ、あらかじめ相互応援協定を

締結する等により協力体制の整備、充実に努めること。

五、非常災害時において、中央防災会議の委員に対する情報連絡体制を整備するとともに、中央防災会議と緊急災害対策本部等との連携を保ちつつ、実効ある緊急措置を円滑に行うよう努めること。

六、自衛隊による災害応急対策を円滑に行うため、災害派遣を命ぜられた自衛隊の活動に伴う負担については、財政的にも所要の配慮を行うよう努めること。

七、国及び地方公共団体は、大規模災害による被災者等を支援するため、全国地方公共団体等が提出する災害相互支援基金の制度の創設について、早急に検討を行うこと。

八、国及び地方公共団体は、自主防災組織、警察、消防、自衛隊、ボランティア等が一体となった、より実践的な防災訓練を行うとともに、住民の防災意識の普及、啓発に努めること。

右決議する。

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年十一月九日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

(小字及び一は衆議院修正)

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律

第一条 災害対策基本法の一部改正

第一条 災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「非常災害対策本部」の下に「及び緊急災害対策本部」を加え、「第二十八条」を「第二十八条の六」に改める。

第二条第九号中「第十二条第五項」を「第二十八条の六第二項」に改める。

第五条第二項中「防災組織」の下に「(第八条第二項において「自主防災組織」という。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するよう努めなければならない。

第七条第二項中「住民は」の下に「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等」を加える。

第八条第二項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第十一号を同項第十五号とし、同項第十号を同項第十四号とし、同項第九号の次に次の四号を加える。

十〇 地方公共団体の相互応援に関する協定

の締結に関する事項

十一 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十二 高齢者、障害者等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項

十三 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

十六 被災者に対する的確な情報提供に関する事項
第十八条第二項第八号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
第十八条第二項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

第十一条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第十二条第五項中「内閣官房長官、指定行政機関の長」を「国務大臣」に改める。

第二十三条第一項中「、地方防災会議の意見をきいて」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地

域防災計画又は市町村地域防災計画の定める

ところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

「第三節 非常災害対策本部」を「第三節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部」に改める。

第二十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十五条に次の六項を加える。

6 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。この場合において、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六條第六項の規定は、適用しない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定により非常災害現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。

8 前条第二項及び第三項の規定は、非常災害現地対策本部について準用する。

9 非常災害現地対策本部に、非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他

の職員を置く。

10 非常災害現地対策本部長は、非常災害対策本部長の命を受け、非常災害現地対策本部の事務を掌理する。

11 非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

第二十八条中「当該本部」を「当該非常災害対策本部」に改め、同条に次の二項を加える。

3 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前二項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。

4 非常災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第二章第三節中第二十八条の次に次の五条を加える。

(緊急災害対策本部の設置)

第二十八条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、国家

行政組織法第八条の三の規定にかかわらず、

○臨時に総理府に緊急災害対策本部を設置することができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。

3 第一項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

(緊急災害対策本部の組織)

第二十八条の三 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもつて充てる。

2 緊急災害対策本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。

4 緊急災害対策副本部長は、国務大臣をもつて充てる。

5 緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本

部長を助け、緊急災害対策本部に事故があるときは、その職務を代理する。

6 緊急災害対策本部員は、緊急災害対策部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国務大臣^{○並びに国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者}をもって充てる。

7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて当該緊急災害対策副本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、^{○関係に於いて}緊急災害対策本部を置くことができる。

9 第二十五条第六項後段、第七項及び第八項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。

10 緊急災害対策本部に、緊急災害対策本部員及び緊急災害対策本部員その他の職員を置く。

11 緊急災害対策本部員は、緊急災害対策本部長の命を受け、緊急災害対策本部の事務を掌理する。

12 緊急災害対策本部員及び緊急災害対策本部員その他の職員は、緊急災害対策本部員その他の職員は、緊急災害対策本部員その他の職員のうちから、緊急災害対策本部員が指名する者をもって充てる。

(緊急災害対策本部の所掌事務)
第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

二 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。

三 第二十八条の六の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)
第二十八条の五 指定行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急災害対策本部長の権限)
第二十八条の六 緊急災害対策本部員は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について総合調整をすることができる。

2 緊急災害対策本部員は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 緊急災害対策本部員は、前二項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

4 緊急災害対策本部員は、緊急災害対策本部が置かれたときは、第一項又は第二項の規定による権限(同項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を

緊急災害対策本部員に委任することができる。

5 緊急災害対策本部員は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第三十条第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第三十五条第二項を削り、同条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「前項を」を「前号」に改める。

第四十八条第三項中「行なおう」を「行おう」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

第五十三条第一項中「都道府県」の下に「(都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣)」を加え、同条第五項を次のように改める。

第五十三条第一項中「都道府県」の下に「(都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣)」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

6 内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

第六十条に次の三項を加える。

5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

7 第五項の規定による都道府県知事の代行に關し必要な事項は、政令で定める。
第六十三条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第六十四条第九項中「が行なう」を「又は自衛隊の部隊等の長が行う」に改め、「事務所の長」の下に「又は自衛隊の部隊等の長」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又は海上保安官は、前項において準用する前条第二項を」海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段に改め、「管轄する警察署長等」の下に「又は総理府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長(以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。))」を、「警察署長等」の下に「又は自衛隊の部隊等の長」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第六十五条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第六十八條の次に次の一條を加える。

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八條の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛庁長官又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛庁長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つていとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第七十八條の三第三項中「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官」を「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」に改め、同条第六項中「自衛官」を「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」に改める。

第八十二条第一項中「第六十四条第一項の下に(同条第八項において準用する場合を含む。))」を加える。

第八十四条第一項中「若しくは海上保安官」を「海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」に改め、「第六十五条第一項の下に(同条第三項において準用する場合を含む。))」を加える。

第九十五条中「第百八条第四項において準用する第二十八條第二項」を「第二十八條の六第二項」に改める。

第百七条の前の見出しを削る。

第百七条及び第百八条を次のように改める。

(災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置)

第百七条 内閣総理大臣は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、当該災害に係る緊急災害対策本部が既に設置されている場合を除き、第二十八条の二の規定により、当該災害緊急事態の布告に係る地域を所管区域とする緊急災害対策本部を設置するものとする。

第百八条 削除

第八章中第百九条の次に次の一条を加える。

第百九条の二 災害緊急事態に際し法律の規定によつては被災者の救助に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は衆議院の緊急集会を求めてその措置を待たないときは、内閣は、当該受入れについて必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

第百十三条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「(第百八条第四項において準用する場合を含む。)」を「又は第二十八条の五第一項に改める。」に改める。

第百十四条中「三万円」を「二十万円」に改め

る。

第百十五条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「(第百八条第四項において準用する場合を含む。)」を「又は第二十八条の五第一項に改め、同条第二号中「いつわり」を「虚偽」に改める。

第百十六条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「又は」を「の」に改め、「海上保安官の下に」又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の」を加える。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)
第二条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「災害対策基本法第二十一条第九号に規定する指定行政機関の長」指定行政機関の長から委任された事務については、指定行政機関の長(指定行政機関が国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三十二条第二項の

委員会である場合にあつては、^{○第十一條第六項及び第十三條第一項}を除き当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務についてはに改め、「指定地方行政機関の長」の下に「をいう」を加え、「同号」を「災害対

策基本法第二十一条第九号」に改める。

第十条第一項中「(昭和二十三年法律第二十号)」を削る。

第十一条第六項中「地震災害警戒本部員その他を」地震災害警戒本部員及び地震災害警戒本部員以外の地震災害警戒本部」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 地震災害警戒本部員は、本部長及び地震災害警戒本部員以外のすべての国務大臣^{○並びに国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣をもちつて充てる。}
^{○並びに国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣をもちつて充てる。}
○並びに国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣をもちつて充てる。
○並びに国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣をもちつて充てる。

第十二条第二号中「第二十八条第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

第十三条第一項中「関係指定地方行政機関の長を」関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長(第十五条において準用する災害対策基本法第二十八条の五の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員を含む。に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条中「第百七条第一項」を「第二十八条の二第一項」に改める。

第十五条中「^{○第十四條第三項}第二十七條及び第二十八條第一項」を「^{○第十四條第三項}第二十八條の五及び第二十八條の六第一項」に、「第二十七條第一項」を「第二十八條

の五第一項」に改める。

第二十六条第一項中「第六十三條」を「第六十三條第一項及び第二項」に、「及び第七十九條」を「並びに第七十九條」に改める。

第三十六条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第二十七條第一項」を「第二十八條の五第一項」に改める。

第三十七條中「十万円」を「二十万円」に改め、第三十八條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第二十七條第一項」を「第二十八條の五第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中災害対策基本法第四十八條、第五十三條、第六十條、第六十三條から第六十五條まで、第七十六條の三、第八十一條及び第八十四條の改正規定、同法第百十三條の改正規定(「五万円」を「三十万円」に改める部分に限る。)、同法第百十四條の改正規定、同法第百十五條の改正規定(「三万円」を「二十万円」に改める部分に限る。)、並びに同法第百十六條の改正規定、第二条中大規模地震対策特別措置法第二十

六条の改正規定、同法第三十六條の改正規定
(「二十万円」を「三十万円」に改める部分に限
る。)、同法第三十七條の改正規定、同法第三十
八條の改正規定(「十万円」を「二十万円」に改め
る部分に限る。及び同法第三十九條の改正規定
並びに次條の規定は、公布の日から三月を超え
ない範圍内において政令で定める日から施行す
る。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第九十四條の二を次のように改める。

第九十四條の二 第八十三條第二項の規定によ
り派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害
対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三
号)及びこれに基づく命令の定めるところに
より、同法第五章第四節に規定する応急措置
をとることができる。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)

第三条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五
十年法律第八十四号)の一部を次のように改正
する。

第三十二條第一項中「第五項」を「第六項」に改
める。

審査報告書

接收刀劍類の処理に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年十一月三十日

文教委員長 小野 清子

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、連合国占領軍に接收され、この
法律施行の際現に東京国立博物館に保管されて
いる接收刀劍類の処理につき必要な事項を定め
ようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

接收刀劍類の処理に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成七年十一月二十一日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

接收刀劍類の処理に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、連合国占領軍に接收された
刀劍類(刀、劍、やり及びなぎなたをいう。以
下同じ。)でこの法律の施行の際現に東京国立博
物館に保管されているもの(以下「接收刀劍類」
という。)の処理につき必要な事項を定めるもの
とする。

(接收刀劍類の公示)

第二条 文化庁長官は、接收刀劍類ごとに、その
種類、形状その他文部省令で定める事項を官報
で公示しなければならない。

(返還の請求)

第三条 接收刀劍類を連合国占領軍に接收された
者(その包括承継人を含む。)は、前條の公示の
日から起算して一年以内に、当該接收刀劍類に
ついて、文化庁長官に対し、文部省令で定める
ところにより、その種類、形状その他当該接收
刀劍類であることを証する事項を記載した書面
及び接收の事実を明らかにした書面を提出し
て、返還の請求をすることができる。

(返還等の手続)

第四条 文化庁長官は、前條の規定により接收刀
劍類について返還の請求があったときは、返還
請求者がその請求をすることができる者である
かどうかを審査しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の審査の結果、返還請求
者がその請求をすることができる者であると認
めたときは、その旨を、遅滞なく、書面により
当該返還請求者に通知するとともに、当該請求
に係る接收刀劍類を当該返還請求者に返還しな
ければならない。

3 文化庁長官は、第一項の審査の結果、返還請
求者がその請求をすることができる者であると
認められないときは、その旨を、遅滞なく、書
面により当該返還請求者に通知しなければなら
ない。

(返還されない接收刀劍類の帰属等)

第五条 前條第二項の規定により返還することが
できない接收刀劍類は、国に帰属する。

2 前條第二項の通知をした場合において、当該
返還請求者が、当該通知を受けた日から五年以
内に当該接收刀劍類を受け取らないときは、当
該接收刀劍類は、国に帰属する。

3 前二項の規定により国に帰属することとなつた接収刀剣類の保管及び処分は、刀剣類に関し広くかつ高い識見を有する者の協力を求める等により、適切に行われるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第九号、十三号の発送は都合により後日となるため、第十五号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号 一部 (配 送 三 回 を 含 む) 料 別